

## 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒処分等公表基準

### 1 目的

この基準は、住民に信頼される公正で透明な消防行政運営と公務員倫理の徹底及び非違行為の未然防止を目的として、懲戒処分等を行った場合における処分等の内容の公表に関する取扱いについて規定する。

### 2 公表対象処分

- (1) 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒処分
- (2) 懲戒処分事案に関して行われる管理監督者処分については、懲戒処分以外の措置も含む。
- (3) その他社会的影響を勘案し、公表の必要性が認められる処分

### 3 公表する内容

原則として、被処分者の職名（階級）、年齢、処分内容、処分年月日及び事案の概要を公表する。但し、贈収賄、横領及び飲酒運転による交通事故等の故意又は重大な過失による事件で、社会的影響が極めて大きい場合は所属名及び氏名についても公表するものとする。

### 4 公表の例外

前記3の規定にかかわらず、次に掲げる場合には公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

- (1) 被害者等のプライバシー等への配慮が必要と認められる事案で、被害者等がその公表を望まない場合
- (2) 公表することにより、被害者等が特定されると認められる場合
- (3) その他関係者に特に配慮する必要があると認められる場合

### 5 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表するものとする。
- (2) 消防組合前掲示場及び消防組合ホームページにより公表を行うものとする。

### 6 施行期日

この基準は、平成16年8月1日から施行する。